

## 同封した総括表・仕切紙の記入について

総括表・仕切紙、給与支払報告書(個人別明細書)の様式は、石垣市ホームページでダウンロードができます。

給与支払報告書 サイト内検索

- ① 下記(記入例)の赤字の部分を入力してください。
- ② 印字された名称・所在地等に変更がある場合は、二重線で消し赤字で訂正してください。
- ③ 「受給者総人員」欄には令和7年1月1日現在、給与支払者から給与の支払を受けている方の総人員を記入してください。(退職者は除く)
- ④ 「石垣市への報告人員」欄には、石垣市に給与支払報告書(個人別明細書)を提出する人数を記入します。退職者や乙欄適用者等の普通徴収となる人数を「普通徴収」欄に、それ以外の方の人数を「特別徴収」欄に記入し、それぞれの人数の合計を「計」欄に記入してください。
- ⑤ 普通徴収の対象者は仕切紙の記号a～fの理由に該当する方のみとなります。該当する記号の「人数」欄に人数を記入してください。また、給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄にも該当する記号を記入してください。摘要欄へ記号の記入が無い場合、普通徴収として束ねられていても、特別徴収となります。
- ⑥ 総括表の「普通徴収」欄の人数と仕切紙の「普通徴収者合計人数」欄の人数は同じになります。
- ⑦ 「連絡者の氏名・所属課係名・電話番号」欄は給与支払報告書の内容について問い合わせる際に使用しますので、担当者・連絡先を記入してください。関与税理士等がいる場合は、その名称・連絡先等をあわせて記入してください。

総括表の記入例

令和7年度(令和6年分)給与支払報告書(総括表)		令和7年 1月31日提出	
石垣市長様 給与支払者の 個人番号又は法人番号 フリガナ	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 3 ヤシマシヨクヒン	指定番号	9000000
給与支払者の 名称又は氏名	八島食品株式会社	事業種目	サービス業
代表者の職氏名	石垣島 税太郎	受給者 総人員	25人
所在地	石垣市守真栄里672番地	特別徴収	10人
		普通徴収	6人
		計	16人
連絡者の氏名・ 所属課係名・ 電話番号	総務 課 経理 係 氏名 甲野 花子 TEL 0980 - 82 - 0000 内線( )	納付書発送の有無 納付書の発送を希望している	はい

仕切紙の記入例

記号	申請理由(下記6項目以外の理由は不可)	人数
a	常時2人以下のお手伝いさんなどのような家事使用人のみの事業所	人
b	給与の支給期間が1月を超える者(給与の支払が不定期な場合を含む)	人
c	退職者又は休職者(5月31日までに予定している者を含む)	4人
d	給与額が少なく税額が引けない者	1人
e	他の事業所で特別徴収される者(乙欄適用者)	1人
f	事業専従者(青色申告者の専従者は除く)	人
	普通徴収者 合計人数	6人

※提出を忘れたり内容に不備があると、必要なときに各種証明書が発行できません。また、石垣市における各種行政サービスを受けることができない場合があります。

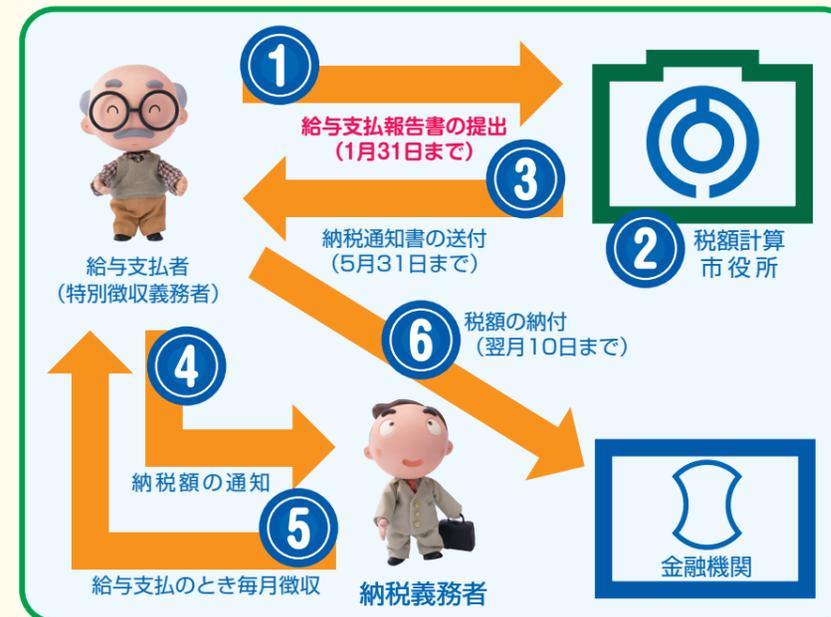
令和7年度

# 特別徴収事務 取扱いの手引き

給与支払報告書(総括表・個人別明細書)の作成

平素から特別徴収事務取扱いにつきましては、多大なご協力を頂き誠にありがとうございます。今回、皆様の事務取扱いの一助になればと、この手引きを作成しました。「特別徴収のしおり」と併せてご活用ください。

## 特別徴収の課税から納付まで



給与報告書の提出期限は、  
令和7年1月31日(金)です。  
期限内にご提出ください。

エルタックス eLTAX 給与支払報告書の提出は、便利な eLTAX(エルタックス)がおすすめです!

eLTAX(エルタックス)とは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

◆給与支払報告書のほか特別徴収に関する届出が、自宅やオフィスからインターネットを通じて手続きができます。◆各特別徴収税額通知を電子データで受け取ることができます。

※詳しくは、ホームページ

(<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご確認ください。

エルタックス

## 特別徴収事務のお問い合わせは

石垣市役所 総務部 税務課 市民税係

〒907-8501 沖縄県石垣市字真栄里672番地 ☎0980-83-1133(直通)

# 給与支払報告書(個人明細書)の記入例

⑦ 給与支払報告書(個人別明細書)記入例

※										※ 種 別										※ 整 理 番 号										※																													
※ 区分										(受給者番号) 7-123										(個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 1										(役職名)																													
支払を受ける者										住所										氏名										氏名(フリガナ)																													
①										石垣市八島町2丁目2番地2号										乙野 円夫										オツノ マルオ																													
種 別										支 払 金 額										給与所得控除後の金額(調整控除後)										所得控除の額の合計額										源泉徴収税額																			
③ 給料・賞与										5 000 000										④ 3 560 000										3 236 000										0																			
(源泉)控除対象配偶者の有無等										配 偶 者 (特 別) 控 除 の 額										控 除 対 象 扶 養 親 族 の 数 (配 偶 者 を 除 く。)										16歳未満扶養親族の数										障害者の数(本人を除く。)										非居住者である親族の数									
有 従有										⑤ 380 000										特 定 老 人										⑦ 5										特 別										⑥ 1									
社会保険料等の金額										生命保険料の控除額										地震保険料の控除額										住宅借入金等特別控除の額																													
⑧ 120 000										451 000										115 000										50 000										0																			
(摘要) 源泉徴収時所得税減税控除済額 16,500円、控除外額 253,500円																																																											
⑨ (1)乙野冬子(年少) 乙野松子(H11.7.7) 乙野竹郎(身体1級)																																																											
⑩ 生命保険料の金額の内訳										24,000										36,000										48,000										53,000										72,000									
⑪ 住宅借入金等特別控除の適用回数										住宅借入金等特別控除区分(1回目)										住宅借入金等特別控除区分(2回目)										住宅借入金等年末残高(1回目)										住宅借入金等年末残高(2回目)																			
⑫ 源泉・特別控除対象配偶者										オツノ カドコ										⑬ 配偶者の合計所得										国民年金保険料等の金額										旧長期損害保険料の金額																			
氏名										乙野 角子										280,000										基礎控除の額										⑱ 所得金額調整控除額																			
⑭ 控除対象扶養親族										オツノ マツコ										⑮ 16歳未満の扶養親族										オツノ ウメオ										5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号																			
氏名										乙野 松子										1										乙野 梅夫										⑲ 16																			
⑯ 氏名										オツノ タケロウ										2										オツノ ハルコ										氏名																			
氏名										乙野 竹郎										2										乙野 春子										氏名																			
⑰ 氏名										オツノ ナツオ										3										乙野 夏男										5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号																			
氏名																				3										乙野 秋子										⑳ (1) 123456789019																			
⑳ 未成年者										本人が障害者										⑳ 中途就・退職										⑳ 受給者生年月日																													
外 国 人										死 亡 退 職 者										就 職 退 職 年 月 日										元 号 年 月 日																													
⑳ 氏名										昭 和										6										50 2 2																													
⑳ 支 払 者										個人番号又は法人番号										住所(居所)又は所在地										氏名又は名称										(電話)																			
9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 3										石垣市字真栄里672番地										八島食品株式会社										0980-82-0000																													

受給者及び扶養親族の個人番号(マイナンバー)は必ず記入してください。

左の記入例を参考に確認してください。

- ① 給与の支払を受ける者(以下、受給者といいます。)の令和7年1月1日現在の住所を記入してください。住民票の住所が他市町村の場合は、その住所を⑨に必ず記入してください。
- ② 受給者の氏名・フリガナ・個人番号(マイナンバー)を記入してください。
- ③ 給与等の種別を記入してください。専従者給与の場合は、その旨を記入してください。
- ④ 支払金額に応じて求めた給与所得控除後の金額を記入してください。
- ⑤ 控除した配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を記入してください。
- ⑥ 控除対象扶養親族がいる場合は、特定・老人・その他に該当する扶養親族の人数を記入してください。
- ⑦ 16歳未満(平成21年1月2日以後に生まれた人)の扶養親族の人数を記入してください。
- ⑧ 社会保険料控除の対象となつたすべての保険料の合計額を記入してください。小規模企業共済等掛金の額は、内書きしてください。
- ⑨ ・令和6年分所得税の定額減税に関する事項を記入してください。記載方法については、別紙をご確認ください。  
・中途就職者で前職分を含めて年末調整を行った場合は、前事業所名及び住所・給与支払額・社会保険料・源泉徴収税額・退職日を必ず記入してください。記入がない場合は前事業所の給与支払報告書と合算して税額が計算されます。  
・普通徴収対象者は、別紙「普通徴収への切替理由a～f」を必ず記入してください。未記入の場合は、特別徴収になりますのでご注意ください。  
・控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合は、その氏名を記入してください。氏名の前に括弧書きの数字を付し、⑯、⑰の個人番号(マイナンバー)との対応関係が分かるようにしてください。控除対象扶養親族が国外に居住している場合は、氏名の後に括弧書きで⑭の区分を記入してください。16歳未満の扶養親族は氏名の後に(年少)、国外に居住している場合は(非居住者)と記入してください。  
・扶養親族に市外住民がいる場合は、その氏名・生年月日・住民票の住所を記入してください。  
・扶養親族に障害者がいる場合は、その氏名・障害者手帳の種類・等級を記入してください。  
・(源泉・特別)控除対象配偶者及び扶養親族の個人番号(マイナンバー)が取得できなかった場合は、その氏名・生年月日を記入してください。  
・退職所得のある配偶者(退職所得を除いた合計所得額が133万円以下)又は扶養親族(退職所得を除いた合計所得額が48万円以下)がいる場合は、その氏名・続柄・生年月日・退職所得を除いた合計所得額(配偶者のみ)・障害者区分、受給者が寡婦又はひとり親である場合は、その旨を記入してください。氏名の前に(退)と記入し、⑰の個人番号(マイナンバー)との対応関係が分かるようにしてください。
- ⑩ 令和6年中に実際に支払った生命保険料等の金額の内訳を、所定欄に記入してください。
- ⑪ 住宅借入金等特別控除の適用がある場合は、特別控除可能額や居住開始年月日、区分等を所定欄に記入してください。
- ⑫ (源泉・特別)控除対象配偶者の氏名・フリガナ・個人番号(マイナンバー)を記入してください。国外に居住している場合は、区分欄に○をつけてください。
- ⑬ 配偶者の令和6年中の合計所得額を記入してください。収入額を記入しないようご注意ください。
- ⑭ 控除対象扶養親族の氏名・フリガナ・個人番号(マイナンバー)を記入してください。国外に居住している場合は、区分欄に次の数字を記入して下さい。  
空欄 …… 居住者  
01 …… 非居住者(30歳未満又は70歳以上)  
02 …… 非居住者(30歳以上70歳未満、留学生)  
03 …… 非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)  
04 …… 非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金)  
※30歳以上70歳未満の非居住者が上記02～04の要件に複数該当する場合は、いずれかのひとつを記入してください。
- ⑮ 16歳未満の扶養親族の氏名・フリガナ・個人番号(マイナンバー)を記入してください。国外に居住している場合は、区分欄に○をつけてください。
- ⑯ 5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号(マイナンバー)を記入してください。個人番号(マイナンバー)の前に、⑨において氏名の前に記入した括弧書きの数字を記入し、⑨の氏名等との対応関係が分かるようにしてください。
- ⑰ 5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号(マイナンバー)及び退職所得のある配偶者(退職所得を除いた合計所得額が133万円以下)又は扶養親族(退職所得を除いた合計所得額が48万円以下)の個人番号(マイナンバー)を記入してください。個人番号(マイナンバー)の前に、⑨において氏名の前に記入した括弧書きの数字又は(退)を記入し、⑨の氏名等との対応関係が分かるようにしてください。
- ⑱ 基礎控除の額が「32万円」「16万円」「0円(基礎控除の適用なし)」の場合は、その金額を記入してください。基礎控除の額が「48万円」の場合は、記入する必要はありません。  
※基礎控除の適用がない場合は、必ず「0円」と記入してください。
- ⑲ 所得金額調整控除の適用がある場合は、その控除額を記入してください。
- ⑳ 受給者について該当する事項がある場合は、○をつけてください。
- ㉑ 受給者が中途就職・退職した場合は、該当欄に○をつけ、その年月日を記入してください。
- ㉒ 受給者の生年月日を和暦で正確に記入してください。
- ㉓ 給与支払者の法人番号又は個人番号(マイナンバー)・所在地・名称・電話番号を記入してください。  
※個人番号(マイナンバー)を記入する場合は、右詰で記入してください。

注 意 事 項

- 1人につき1枚の提出です。2枚セットになっているものは必ず切り離して1枚を提出してください。
- 受給者氏名欄のフリガナも電算処理に必要な情報となりますので、誤りのないよう必ず記入してください。
- 16歳未満の扶養親族は、所得控除はありませんが、住民税の計算で必要な情報となりますので、記入漏れにご注意ください。
- 電算処理のため、(源泉)控除対象配偶者の有無・扶養親族人数等は正確に必ず記入してください。当該項目の記入漏れがあると、氏名等が記入されていても反映されないにご注意ください。
- 控除対象配偶者及び扶養親族の重複等がある場合は、後の税務調査で税額(所得税・住民税)の更正が生じますので、当初から誤りのないようご注意ください。
- 記入の際は、国税庁が作成する「令和6年分年末調整のしかた」などを参照し、不備のないようお願いいたします。